

再評価個表

事業名	急傾斜地崩壊対策事業	事業主体	愛媛県
施設・工区名等	かのがわ (急)鹿野川A 地区	事業箇所	大洲市 <small>ひじかわ やまとさか</small> 肱川町山鳥坂
事業主旨	<p>(急) 鹿野川A地区では、荒廃した急傾斜地において、将来的な豪雨により斜面崩壊が発生し、崩壊土砂の流出から保全対象施設を守るため、急傾斜地崩壊防止施設を整備する計画である。</p> <p>これにより、人家 45 戸、県道 750m等に対する土砂災害を防止することができる。</p>		
再評価の実施理由	「事業採択後 5 年が経過して継続中」の補助事業		

1. 地域の概要

<p>(急) 鹿野川A地区は、大洲市肱川町山鳥坂に位置し、集落の背後斜面は長大でかつ急勾配で、杉、桧、竹などの山林で構成されている。しかし、人口減少及び高齢化で農林業が衰退し、荒廃した竹林や畑も見られ、地域住民だけでは土地の管理が困難になりつつある。</p> <p>当該地区においては、過去にも落石が度々発生していることもあり、地元要望を受けてH25年度から事業を進めている。</p>
--

2. 事業概要及び事業経緯

事業採択	平成25年度 (平成31年度より補助事業へ移行)	完成予定 (注)	令和10年度 (見込み)
用地着手	平成26年度	工事着手	平成29年度
全体事業費	451百万円(うち用地費：1百万円)		
(1) 事業概要	擁壁工：270m、落石防護柵工：96m 落石対策工：13箇所		
(2) 事業経緯	急傾斜地崩壊危険区域の指定：昭和52年3月 急傾斜地崩壊対策事業採択：平成24年11月 工法確認：平成28年6月 補助事業への移行：平成31年4月～		

(注) 完成予定は、今後の予算の見通しや用地買収の進捗等の不確定要素があるため、現時点での見込みを示す

3. 事業の必要性及び整備効果等

(1) 事業の必要性	(急) 鹿野川A地区では、被害想定区域内に人家及び県道等があり、これら保全施設の土砂流出による被害軽減を図る必要がある。
(2) 事業の整備効果	急傾斜崩壊対策施設を整備することで、年超過確率 1/50 の崩壊土砂に対して、県道 750m 及び人家 45 戸の人命、財産が保全できる。
(3) 事業を巡る社会経済情勢等の変化	<p>【世帯数と人口】 大洲市では、世帯数及び人口は年々減少傾向にある。</p> <p>【地域の協力体制】 地元関係者からの要望により事業化された経緯もあり、地元も事業に協力的である。 また、急傾斜地崩壊危険区域が未指定の区間については、令和 6 年度内には区域指定及び用地取得が完了予定である。</p>

4. 事業の進捗状況及び進捗の見込み

(うち用地費) R4 末投資事業費	(1 百万円) [進捗率：90.0%] (事業費換算) 309 百万円 [進捗率：70.7%] (事業費換算)
(1) 事業の進捗状況	<p>本事業は、平成 24 年 11 月に急傾斜地崩壊対策事業の採択を受け、平成 25 年度から詳細設計に着手した。しかし、地域の協力体制は整っているものの、事業計画に対して一部の地権者から同意が得られず、用地取得が難航していたことから、事業が遅延している状況にある。現在は、用地交渉も進捗し、令和 6 年度末までに用地取得が完了する見込みである。</p> <p>また、地元より事業計画延伸の要望があり、追加対策が余儀なくされた。</p>
(2) これまでの整備効果	全体延長 560m の内、348m は急傾斜地崩壊防止施設が整備済み (H29～30 で起点側ロープネット工、R3 でマイティネット工) であり、がけ崩れ対策が完了している。しかし、他区間については未施工の状態であり、斜面は荒廃が進み、斜面上部には一部、浮石や転石がみられ落石が懸念されるなど、未だに不安定な状況となっている。
(3) 今後の事業進捗の見込み	<p>事業進捗率は、令和 4 年度末において 70.7%である。</p> <p>残区間についても、急傾斜地崩壊危険区域の追加指定及び用地取得を令和 6 年度末までに完了させ、継続して急傾斜地崩壊防止工事を進めることができれば、令和 10 年度までの事業完了に支障はない。</p>

5. 事業の投資効果（費用対効果分析）

・費用便益比

C：総費用＝ 475百万円

・建設費 473百万円

・維持管理費 2百万円

B：総便益＝5,282百万円

・整備期間中の便益 1,485百万円

・事業完成時から50年間の便益 3,794百万円

・残存価値 3百万円

$B/C = 5,282 / 475 = 11.11$

・参考資料

急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル（案）令和3年1月

（出典：国土交通省水管理・国土保全局砂防部）

6. コスト縮減や代替案立案等の可能性

埋戻材料及び盛土材料には、建設発生材を有効活用する。

残土搬出については公共工事間流用が図れるよう各関係機関との情報交換を積極的に行う。

7. その他

当地区では、急傾斜地崩壊危険区域指定の被害想定区域には人家及び県道がある。これら保全施設の崖崩れの崩壊土による被害軽減を図るべく、急傾斜地崩壊対策施設の整備は不可欠である。

8. 対応方針（素案）

本事業を『継続』としたい。